

指定管理者やまとみらい 広報誌YAMATOMIRAI 有料広告掲載内規

令和4年8月1日

(目的)

第1条 この内規は、指定管理者やまとみらい（以下「やまとみらい」という。）が発行する広報誌YAMATOMIRAIに有料広告を掲載することにより、やまとみらいの自主財源の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告を掲載する媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広報誌YAMATOMIRAI

(掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治又は宗教に関するもの
- (5) 個人、法人等の名刺広告又は意見広告を内容とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 誇大表示、不当表示等消費者保護の観点から適切でないもの
- (9) 良好な景観の形成を損なうもの
- (10) その他広告として掲載することが適当でないとやまとみらいが認めるもの

(広告を掲載しない事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 大和市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (3) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (4) その他広告として掲載することが適当でないとやまとみらいが認める事業者

(広告の企画等)

第5条 広告の掲載対象物、規格、広告掲載料及び掲載回数は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、有料広告掲載申込書をやまとみらいに提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 やまとみらいは、前条の有料広告掲載申込書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに掲載の可否を決定し、有料広告掲載決定通知書により申込者に通知しなければならない。

2 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、やまとみらいが指定する期日までに、広告素材を提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、掲載決定後、やまとみらいが指定する期日までに、やまとみらいの発行する請求書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告案の審査等)

第9条 やまとみらいは、審査の結果必要があると認めるときは、広告主に素材の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 やまとみらいは、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第2項の規定による広告を掲載する旨の決定を取り消すことができる。この場合において、広告主は、やまとみらいに対し、広告掲載の決定の取消しに伴う損害の賠償を請求することはできない。

(1) 広告主が、第8条に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2) 広告の内容が、第7条第1項及び第2項の規定による広告を掲載する旨の決定後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 広告主(広告主が広告代理業を営むものである場合には、実際に広告を掲載するものをいう。次号及び第5号において同じ。)が、第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 広告主が法人の場合にあっては、解散、休業、閉鎖等をしたとき。

- (5) 広告主が事業を営む個人にあつては、廃業、休業等をしたとき。
 - (6) 広告主が、第7条第3項に規定する期日までに、広告素材の提出がないとき。
 - (7) その他やまとみらいが特に広告の掲載に支障があると認めたとき。
- 2 やまとみらいは、前項の規定により広告を掲載する旨の決定を取り消したときは、有料広告掲載決定取消通知書により、広告主に通知するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当たらなければならない。

(広告掲載料の不還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、やまとみらいの都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(様式)

第13条 この内規の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

掲載対象物	規格枠 (フルカラー)	広告掲載料 (1回あたり・税込)	掲載回数 (回/年)
広報誌 YAMATOMIRAI	1 枠 : 3 cm × 9 cm	32,000円	1 ~ 6
	2 枠 : 3 cm × 18 cm 6 cm × 9 cm	61,000円	

別表第2 (第13条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	有料広告掲載申込書	第6条
第2号様式	有料広告掲載決定通知書	第7条
第3号様式	有料広告掲載決定取消通知書	第10条